

2021年7月12日

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

## **新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた契約者のご契約について、 特別措置を実施しております**

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。  
弊社では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた契約者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

### **1.保険料払込猶予期間の延長**

お申し出により、保険料のお払込を猶予する期間を最長6ヵ月間延長します。

※新型コロナウイルス感染症の罹患日等に関わらず2022年1月末日までとなります。

※すでに保険料払込猶予期間の延長を適用中のご契約については、取扱いに変更はございません(保険料払込猶予の再延長はできません)。

### **2.契約者貸付、解約等の簡易迅速なお取扱い**

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

### **3.保険金・給付金の支払い**

- ・新型コロナウイルス感染症によりご入院・ご通院された場合は、弊社所定の書類(入院等事情申告書)と医療機関発行の領収書等をご提出いただくことでお手続きをいたします。
- ・お手元に領収書等がないときは保険金請求受付専用ダイヤルにご相談ください。
- ・通院給付金のご請求の場合は領収書等のご提出は不要です。

### **4.保険契約の更新等の手続きに関する弊社指定期日後のお取扱いについて**

保険契約の更新等の手続きについて、新型コロナウイルスの影響で弊社指定期日までに手続きが行えない場合、期日後のお申出を受け付けます。ただし、2022年1月末日お申出分までとします。

### **5.付帯サービスについて**

従前よりご提供している商品付帯サービス「メディカルアシスト」(注1)(注2)では、新型コロナウイルス感染症に関するご相談も承っております。

(注1) 弊社の契約者(法人を除く)・被保険者およびそのご親族(配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族)が対象です。

(注2) 提携企業である東京海上日動メディカルサービス株式会社より提供しております。

(ご参考)東京海上日動メディカルサービス株式会社の対応方針

厚生労働省より各都道府県衛生主管部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義にあてはまるものは、「かかりつけ医への相談」又は「受診・相談センター」を案内しています。また、新型コロナウイルス感染症の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った回答となります。

お取扱いの詳細につきましては、弊社または東京海上日動火災保険(株)の営業課支社、取扱者/代理店、もしくは以下「お問合せ先」までご連絡ください。

措置の内容	お問合せ先	受付時間
1.保険料払込猶予期間の延長	■カスタマーセンター ※証券番号が「イ」や「リ」等の「か」で始まるご契約  <b>0120-560-834</b>	平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日を除く)
2.契約者貸付、解約等の簡易迅速なお取扱い		
4.保険契約の更新等の手続き	■変額保険テレホンサービス ※証券番号が数字で始まるご契約  <b>0120-517-104</b>	平日 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)
3.保険金・給付金の支払い	■保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が「イ」や「リ」等の「か」で始まるご契約  <b>0120-536-338</b>	平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 (日曜・祝日を除く)
	■(変額保険)保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が数字で始まるご契約  <b>0120-765-322</b>	平日 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

以上